

令和5年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和5年12月14日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

3番 河原井信之君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	金木雄治君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	下条かをる君
福祉事務所長	堀内信彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
市立病院事務局長	木村成治君
教育部長	堀江正勝君
消防長	藺部恵一君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	島田茂君

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

---

議事日程第6号

令和5年12月14日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 笠間市公民連携推進条例について
- 議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 財産の譲与について
- 議案第 86号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ）
- 議案第 87号 指定管理者の指定について（笠間市営友部駅南口自転車駐車場）
- 議案第 88号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第 89号 工事請負契約の変更について
- 議案第 90号 茨城県中央環境衛生組合の設立について
- 議案第 91号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 92号 令和 5 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 93号 令和 5 年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 94号 令和 5 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 95号 令和 5 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 96号 令和 5 年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 97号 令和 5 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 98号 令和 5 年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 99号 令和 5 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第100号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算（第 6 号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 議案第 77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 78号 笠間市公民連携推進条例について
- 議案第 79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 財産の譲与について
- 議案第 86号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ）
- 議案第 87号 指定管理者の指定について（笠間市営友部駅南口自転車駐車場）
- 議案第 88号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 議案第 89号 工事請負契約の変更について
- 議案第 90号 茨城県中央環境衛生組合の設立について
- 議案第 91号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 92号 令和 5 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 93号 令和 5 年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 94号 令和 5 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 95号 令和 5 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 96号 令和 5 年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 97号 令和 5 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 98号 令和 5 年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 99号 令和 5 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第100号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算（第 6 号）

---

午前 10 時 00 分開議

## 開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、3番河原井信之君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局

職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

## 議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。  
これより議事に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番村上寿之君、14番石井 栄君を指名いたします。

---

議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第78号 笠間市公民連携推進条例について

議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第85号 財産の譲与について

議案第86号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ）

議案第87号 指定管理者の指定について（笠間市営友部駅南口自転車駐車場）

議案第88号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）

議案第89号 工事請負契約の変更について

議案第90号 茨城県央環境衛生組合の設立について

議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

- 議案第92号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第93号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第97号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（大関久義君） 日程第2、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）までの26件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員長より報告願います。

委員長安見貴志君。

〔総務産業委員長 安見貴志君登壇〕

○総務産業委員長（安見貴志君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、12月4日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第74号ほか12件の付託議案の審査を行いました。審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

人事課所管の議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてであります。一部免責の基準を決めた根拠は何かという質疑がございました。また、企画政策課所管の議案第78号 笠間市公民連携推進条例についてであります。行政の効率化についてどのように把握しているかや、特定公民連携推進事業に該当する事業はどのように選定されるのかなどの質疑がありました。

なお、議案第75号、議案第79号、議案第83号及び議案第86号から議案第90号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

次に、討論であります。議案第74号、議案第77号から議案第78号及び議案第91号において、反対討論がありました。また、議案第76号においては、反対討論及び賛成討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、付託された議案について採決したところ、議案第75号、議案第79号、議案第83号及び議案第86号から議案第90号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また議案第74号及び議案第76号から議案第78号並びに議案第91号

については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、教育福祉委員長より報告願います。

委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

○教育福祉委員長（坂本奈央子君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託されました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、12月5日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第80号のほか9件の付託議案の審査を行いました。審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、子ども福祉課所管の議案第85号 財産の譲与については、譲与する相手方の選定方法について質疑があり、公募型プロポーザルの審査会において、外部委員を含めた委員により、3者の中から選定を行ったとの答弁がありました。議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）では、図書館所管の修繕費について、修繕が必要な箇所と緊急性、点検の頻度について確認しました。

地域包括支援センター所管の議案第95号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）では、介護予防サービス計画事業について、ケアマネジャーの人数、ケアプラン作成委託料について内容を確認しました。

なお、議案第80号、議案第81号、議案第84号、議案第92号から議案第94号及び議案第96号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、全ての議案について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、御報告いたします。

○議長（大関久義君） 次に、建設土木委員長より報告願います。

委員長益子康子君。

〔建設土木委員長 益子康子君登壇〕

○建設土木委員長（益子康子君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、12月6日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第82号ほか4件の付託議案の審査を行いました。それでは、審査の過程での主な質疑や意見について御報告申し上げます。

初めに、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）についてですが、

都市計画課所管では測量設計等の委託料について、過年度に終了していた設計等の一部変更とはどのような内容かなどの質疑がありました。

次に、議案第97号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）についてですが、債務負担行為の水道事業等包括業務委託追加分の委託内容についての質疑があり、また工事箇所完成時期や修繕費の用途についての確認をいたしました。

なお、議案第82号、議案第98号、議案第99号については、執行部の詳細な説明をもって承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長から許可をいただきましたので、討論をいたします。

一つ、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

初めに、一般職員の新卒入職者の賃金は最低賃金を下回るのではないかとの指摘もあり、労働の対価としての賃金として不十分なところはあります。また、会計年度任用職員では、一般職、正規職員の平均年収に比べ、35歳では0.48倍と半分に満たず、50歳では0.39倍とさらに低下しており、労働の対価に見合った賃金とは言い難い状況にあります。今回の改定を機に、今後のさらなる改善が必要と考えます。

今回の改定で、一般職員の賃金改定がなされ、また会計年度任用職員の時給単価の引上げ、それから手当の増加が新たに加わるなど、従来よりも改善される見込みです。また、特別職の期末手当等が0.1か月引上げになり、特別職の期末手当引上げに伴い、それに連動して議員の期末手当が0.1か月分増加します。人事院勧告等に基づく給与改定によるものです。全体として改善がなされており、一般職員、会計年度任用職員の給与改善には賛成です。

反対する理由は、特別職の期末手当等の引上げと、それに連動して議員の期末手当等が計0.1か月分引上げになる点であります。特別職は一般職よりは高い水準の給与になって



おり、引上げは不要と考えます。また、物価高騰の中、年間所得100万円未満の市民が多数暮らす笠間市で、特別職と市民の声を代表する議員の期末手当1か月分増は、市民の理解を得られないと考えます。

よって、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対をいたします。議員の皆様への御理解と御賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

次、議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例案は、平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日から施行された地方自治法の一部改正をする法律に基づいたものであります。その概要は、条例において、市長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることができるという内容のものであります。これに基づいて、今回執行部から提案された条例案であります。

賠償額の限度額は、市長は年収の6倍まで、副市長等は4倍まで、市職員は年収額に限定されるというものです。場面としては、住民訴訟で住民が原告、市が被告となった裁判で判例が確定した場合、市が市長等に請求することになるが、この条例は裁判での判決に大きな影響を与えることができるとの説明がありました。令和2年4月1日から施行された法律であり、全国的にはこの条例が適用された例が見当たらないとのことでもあります。私も調べましたが、見当たりませんでした。

反対する理由であります。一つ、この条例を必要とする状況があるかどうかです。現在の笠間市では、この条例を必要とするような客観的な状況があるのでしょうか。私は、その可能性はないと思います。

第2に、職員の賠償限度額が年収額となっておりますが、善意でなおかつ重大な過失がないときに、この額を限度とする賠償責任を市職員に負わせることが妥当かどうかは、検討の余地が十分あります。

3番、全国的にも例がないことですので、どのような影響があるか時間をかけて多角的に検討して、慎重に審議することが必要です。まだ、十分な検討になっているとは思えません。今、この議会で採択に付すことには賛成しかねます。

よって、この条例案には、反対いたします。議員の皆様方には御理解と御賛同いただきたくお願い申し上げます。反対討論といたします。

次、議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

提案理由に、本案は、利用者証明用電子証明書が搭載された移動端末設備を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できることと

するために、所要の改正をするものでありますと記されております。

今年、2023年5月11日に電子署名等に関わる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、平成14年法律第153号の改正法が施行されたことに伴い、従来のマイナンバーカードに加え、カードを保有する者からの申請に基づき、スマートフォンにも電子証明書を搭載することが可能になりました。これを使用し、申請者が店舗の端末機を自ら操作することで印鑑登録証明書を取得することができるようにするための改正を行うものと、このような説明が11月の全協でございました。

取得できる証明書として、1、印鑑登録証明書、2、住民票の写し、3、住民票記載事項証明書、4、税証明書を挙げていますが、今年になってからもコンビニ交付における誤発行の事故がなくなっておりません。中にはマイナンバーが記入された別人の証明書が発行されていたことが分かり、マイナンバーそのものを変更した事例も報告されています。印鑑登録証明書で誤発行が起これば、影響は少なくありません。

2016年から本市で行っているコンビニ交付サービスは住民の利便性向上とともに、もう一つ、マイナンバーカードの普及促進を目的としています。それがマイナンバーカードを保有する者からの申請に基づきスマートフォンからも可能になるということで、より一層のマイナンバーカードの普及を目指すことを公然と表明したものであります。個人情報の漏えいリスクがあり、さらに匿名度の低い膨大な匿名個人情報の民間活用を目指している政府、財界の思惑に、結果として沿ったものとなってしまいます。

マイナ保険証の登録は7,000万枚を超えたと言われますが、病院で実際に使う人は極めて少ない状況です。今年4月は6%台、10月には4.49%です。国民の不信感は根強い。最大2万円分がもらえるマイナポイントを目当てにマイナ保険証を登録したまま、従来の保険証を提示している人が圧倒的に多いと、茨城新聞12月13日は報道しております。目の前の利便性を強調し、マイナンバーカードの取得を促進することには賛成できません。

よって、この条例案に反対いたします。議員の皆様には御理解と御賛同をいただきたく、反対討論といたします。

次、議案第78号 笠間市公民連携推進条例について、この条例案に反対の立場で討論をいたします。

この条例案の提案理由には、様々な地域課題の解決を図るために推進する公民連携に関わる方針など、基本的事項を定めるため制定するものでありますと記されております。

条例案の内容から見ていきますと、前文では、未来に向けて期待を持てる笠間市の形成を図るため、多様な機関等が主体的に課題解決を図る公民連携によるまちづくりを推進しますとしています。公民連携に様々な機関が主体的に課題解決を図るという意味づけをした公民連携でまちづくりを推進するということを宣言しておりますけれども、公民連携が課題解決には不可欠であるという強い思いが出た文言であると思います。公民連携によるまちづくりを推進しますと、公民連携という方針に基づくまちづくりを目指すとしてお

ります。

第6条前文で、除く事業というのが具体的に何を想定しているのか、私には正確には分かりません。また、三つの基準が示されておりまして、特定公民連携事業についてですけれども、一つは施設などの事業全体の工事費が10億円を超える事業、これは極めて少数の事項になるだろうと思われまます。2番目の年間運営費が5,000万円以上の事業という部分については、これも限定されている事業数になるのかと思います。3番目、前2号の規定に関わらず著しい行政サービスの向上や地域への影響が大きいと思われる事業、これは判断する側の主観が入るので、考えようによっては多くの事業が対象になる可能性があるものと考えられます。

この笠間市公民連携促進条例は、その名のとおり公民連携を促進するための条例ですので、条例の中で公民連携を進めたい意向が、全体を通じて強く打ち出されておりまます。公民連携というのは、公と民が連携するということは、連携しないより連携したほうがいいのではないかという印象を与えるものでありまます。公民連携には様々な形態がありまます。条例から見ますと、公民連携の検討対象が現在より増えるのではないでしようか。

一方、公民連携で行う事業、民間が参入する場合、必ず民間の利益が必要となりまます。施設の建設費とか、こういうものは客観的にあまり動かない数字でありまますけれども、VFMの観点から見ますと、公設公営より公設民営のほうで経費が高くなる、これは自然な流れだと、原理から考えると推測されまます。原則として、公民連携を促進させる条例というのは、今後の笠間市にとってプラスになるというのは疑問がありまます。民営化や公設民営ではなく、公設公営を主に考えるべきでありまます。私は、基本的には民営化は反対でありまます。

よって、この条例案には反対をいたしまます。議員の皆様方には御理解と御賛同いただけまますようお願いいたしままして、反対討論といたしまます。

次、議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてと議案第85号 財産の譲与については、一体のものでありまますので、両議案に同時に反対する立場で討論いたしまます。

議案第84号は、笠間市ともべ保育所を学校法人大成学園に譲与するために、笠間市保育所の設置及び管理に関する条例を変えて、別表から笠間市ともべ保育所を削除するための条例です。

議案第85号 財産の譲与について、議案第85号の目的は、笠間市ともべ保育所、笠間市平町1759番地1、木造瓦ぶき、平屋建て631.11平方メートルを学校法人大成学園に譲与して、大成学園ともべ保育所を設置するためでありまます。土地の賃貸借契約については、大成学園と地権者の間で新たに賃貸借契約、約30年間を締結し、その上で、市が定める使用目標年数に合わせて、令和11年まで借地の賃料分を市が大成学園に負担金として支払うこととしておりまます。

保健福祉部子ども福祉課が11月17日開催の全員協議会に提出した笠間市ともべ保育所民営化に関わる財産の譲与に関する資料には、令和11年度に市公共施設等適正配置計画で定める目標使用年限約40年を迎え、建物の老朽化や借地、立地等の課題があると述べ、これらの諸条件を踏まえ、多様な保育ニーズに沿った質の高い保育サービス実現のため、より柔軟な発想と優れた運営能力を持つ民間事業者の参入を促し、民営化後における安定的な保育事業の運営に資するべく、当該施設を譲与し、切れ目のない支援の充実と保育環境のさらなる向上を図ることとしたとの民営化の趣旨が記されています。

この考えをさらに深めていきますと、笠間市ともべ保育所は多様な保育ニーズに沿った質の高い運営ではなかったと聞こえなくもない、またそのようなことはできないというふうに聞こえなくもない、そのような記載であります。

それでは、多様な保育ニーズに沿った質の高い運営とは何でしょうか。これが音楽や語学、体育、その他などの特異な分野で秀でた個性を育てることであると捉えるならば、本来の保育の目的からそれることにつながりません。健康で豊かな人に育つように、温かなまなざしで子どもに寄り添っていくことが基本ではないでしょうか。この点は、民間の保育所も同じ目標と思われれます。どうして、笠間市ともべ保育所の運営は、民間事業者の後塵を拝する位置づけになるのでしょうか。

笠間市ともべ保育所の運営は、子どもに寄り添い、温かいまなざしで質の高い運営であったとお聞きしています。公立保育所としてなぜ運営を継続できないのでしょうか。公立では質の高い運営ができないかのような考え方があるとすれば、それを見直すことが必要だと考えます。公立と民間の共存共栄を図ることが、公立保育も民間保育も共に発展する上で大切な観点であると思います。

これが成立しますと、笠間市の公立保育所はくるす保育所のみとなってしまいます。民営化の促進は、公立保育の力を弱め、ひいては公立、民間の相互の発展を妨げる要因となるのではないかと懸念されます。父母保護者から信頼される公的保育を守り育て、民間保育所とともに保育の発展を目指す方向を探ることが、今こそ必要だと考えます。

よって、この条例案に反対をいたします。議員の皆様のご理解と御賛同をいただきたく、反対討論といたします。

次、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）、これに反対の立場で討論いたします。

この補正予算（第5号）は、歳入歳出に1億2,480万3,000円が追加され、予算総額を歳入歳出353億6,575万3,000円とするものです。多くの分野で市民福祉、市民環境の向上に貢献する予算であります。

反対する理由は、第1に、総務費、住民基本台帳費の委託料に531万3,000円が計上されておりますが、マイナンバーカードのシステム改良費495万円が含まれております。マイナンバーカードの利用促進のために使われる費用であります。マイナンバーカードは、個

人情報漏えいと個人情報匿名性の低い匿名個人情報にして民間に活用させようとするものであり、危険性があるものです。

2番目は、議会費、職員等手当等の中に、議員分の期末手当102万2,000円が含まれております。このような点から、大部分には賛成なのでありますけれども、その二つです。特別職については、多分、報酬カットの条例案が可決されているため、補正の数字は出ていないのかと考えます。

以上、七つの議案に反対を表明いたします。皆様の御理解と御賛同を切にお願い申し上げます。私の反対討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

**○議長（大関久義君）** 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

**○議長（大関久義君）** 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大関久義君）** 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成18、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大関久義君）** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成15、反対5、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 笠間市公民連携推進条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、ボタンのマイクが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 財産の譲与についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成15、反対5、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 指定管理者の指定について（笠間市営友部駅南口自転車駐車場）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されま



した。

次に、議案第88号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 茨城県中央環境衛生組合の設立についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第100号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第6号）

○議長（大関久義君） 日程第3、議案第100号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第100号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度の一般会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第100号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

本補正予算は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金や国土強靱化対策に資する社会資本整備総合交付金など、国の経済対策に係る補正予算を活用した支援や事業を迅速に行うため、早急な予算措置が必要であることから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億868万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ363億7,444万1,000円とするものでございます。

4 ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

プレミアム商品券事業をはじめ7事業につきまして、年度内での支出が完了しない見込みであることから、繰越明許費を設定するものでございます。

5 ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加は、市道整備事業債（幹線道路整備事業）（国補正）をはじめ5件につきまして、国の補正予算を踏まえ、新たに設定するものでございます。

6 ページを御覧ください。

2、変更は、市道整備事業債（幹線道路整備事業）及び自転車ネットワーク路線整備事業債につきまして、新たに設定するものへの組替えにより限度額を変更するものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明いたします。

9 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金5億777万7,000円の増は、低所得世帯支援や市独自物価高騰対策の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上するものでございます。

4目土木費国庫補助金1億8,558万円の増は、安居工業地域整備推進事業の財源として、社会資本整備総合交付金（産業拠点市町村道整備）1億395万円の増が主なものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億7,383万1,000円の増は、今回の補正予算の財源とするため、繰入れをするものでございます。

なお、低所得世帯支援事業費は、全額国費が財源でございますが、現時点で満額配分がされておりません。今後、国からの追加配分を受け次第、国費財源に振り替えてまいります。

続きまして、歳出でございます。

11ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費5億5,990万円の増は、18節負担金補助及び交付金に、国の施策であります低所得世帯支援金（追加給付分）として、1世帯

当たり7万円を支給する5億4,600万円が主なものでございます。

12ページを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費1億101万1,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、物価高騰の影響を受けている生活者と市内事業者の双方の支援を図るため、プレミアム商品券を発行する費用を計上するものでございます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費6,653万8,000円の増は、14節工事請負費に、国の補正予算に伴う下市原地内市道（友）1級1号線ほか、舗装修繕工事費4,490万8,000円の増額が主なものでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費1億8,900万円の増は、14節工事請負費に、国の補正に伴う安居工業地域整備推進事業の道路新設改良工事費を増額するものでございます。

以上で令和5年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

本件については、会議規則第37条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま議題となっております、議案第100号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第6号）については審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員長より報告願います。

委員長安見貴志君。

〔総務産業委員長 安見貴志君登壇〕

○総務産業委員長（安見貴志君） 本日付託になりました、議案第100号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、総務産業委員会所管分について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

審査過程での質疑であります。産業経済部商工課所管のプレミアム商品券事業について、プレミアム商品券の購入希望者が必ず1冊以上買えるような措置を取るのかといった質疑がありました。

以上のような審査を踏まえ、総務産業委員会に付託になりました議案第100号について

は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

○議長（大関久義君） 次に、教育福祉委員長より報告願います。

委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

○教育福祉委員長（坂本奈央子君） 本日付託になりました、議案第100号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、教育福祉委員会所管分について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

審査過程での主な質疑であります。社会福祉課所管の民生委員・児童委員及び主任児童委員活動支援補助金について、補助額の算定根拠について質疑がありました。

子ども福祉課所管のこども食堂応援補助金について、補助の対象となる子ども食堂の規模、活動頻度等を確認しました。

学務課所管の児童・生徒通学用ヘルメット購入補助金について、補助するヘルメットの形状や補助額についての質疑がありました。

以上のような審査を踏まえ、教育福祉委員会に付託になりました議案第100号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、建設土木委員長より報告願います。

委員長益子康子君。

〔建設土木委員長 益子康子君登壇〕

○建設土木委員長（益子康子君） 本日付託になりました、議案第100号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、建設土木委員会所管分について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

審査の過程での主な質疑や意見などありますが、建設課所管では物件移転等補償費について、この中には家屋等の財産は対象となっているのかなどの質疑がありました。

管理課所管では舗装修繕工事費について、対象となった路線の確認をし、今回対象とならなかった路線についても計画的な整備を進めるよう要望をいたしました。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄でございます。議案第100号 令和5年度一般会計補正予算（第6号）に関しまして、議長の許可を受けまして、反対の立場で討論をいたします。

補正予算（第6号）は、10億8,868万8,000円を追加し、歳入歳出総額363億7,444万1,000円とする補正予算の内容です。

まず初めに、私は、低所得世帯支援事業、1世帯当たり7万円、補正予算5億5,800万円、これに賛成であります。それから、民生委員・児童委員及び主任児童委員活動支援事業、1人当たり1万2,000円、補正予算181万2,000円、これにも賛成であります。そして、こども食堂応援事業、1団体上限10万円、補正予算40万円、これにも賛成です。プレミアム商品券事業、補正予算1億101万1,000円に賛成です。それから、児童・生徒通学用ヘルメット給付事業、これについても賛成です。

○議長（大関久義君） 石井議員、反対討論ということでもありますので、反対の部分を言っていたきたいと思います。

○14番（石井 栄君） 大部分に賛成でございます。

反対する理由は、笠間スマートインターチェンジ整備事業に4,841万円が計上されていることでもあります。多額の費用がかかり、不要な事業であり、反対であります。友部インターチェンジまで2キロ未満、笠間西インターチェンジにも近い、渋滞時には使用する人が増え、地元の人々に影響が出るとおられます。

地元の人々は日常の利用者があまり見込めない不要な道路であると思われるため、反対でございます。議員の皆様には御理解と御賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

議案第100号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか御確認ください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数20、賛成17、反対3であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和5年第4回笠間市議会定例会を閉会といたします。

この後、全員協議会を開きますので、議員並びに執行部は全員協議会室へお集まりください。

大変御苦労さまでした。

午後1時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 村 上 寿 之

署 名 議 員 石 井 栄